

3.7 コンテナ保安問題

3.7.1 日本

平成 24(2012)年 3 月 30 日、「関税定率法等の一部を改正する法律案」が可決成立し、「日本版 24 時間ルール(海上コンテナ貨物に係わる出港前報告制度):JP24」の導入が決定した。

本制度はテロ行為等に使用される疑いのある貨物を特定し、事前に予防対策をとることを目的に、わが国に入港しようとする船舶に積み込まれた海上コンテナ貨物に係わる積荷情報を原則として船積港を船舶が出港する24時間前までに電子的に税関に報告するというもので、日本時間平成 26(2014)年 3 月 10 日午前 0 時(グリニッジ標準時:3 月 9 日午後 3 時)以降に報告期限が到来する積荷情報から開始された。

当協会は、物流システム幹事会のコンテナ 3 社担当者が中心となり、財務省関税局および輸出入・港湾関連情報処理センター(NACCS※センター)と意見交換するなどして、JP24 の運用上の懸念(①国内外利用運送事業者(NVOCC)への周知不足、②NVOCC からハウス B/L 情報の報告がなかった場合の対応、③外地におけるトランシップ貨物の扱い、等)を解消すべく、文書にて申し入れをするなどの対応を行った。【資料 3-7-1-1】

関税局からは、本制度はテロ対策としてしっかりした運用が求められているものだが、テロに関係ない貨物についての物流を混乱させるつもりはないので、船社の懸念は十分に踏まえ対応したい旨、口頭にて説明があった。

しかしながら、施行後に船社から、NVOCC への周知不足によると思われるハウス B/L の未報告事例があり対応に苦慮しているとの連絡が寄せられたため、引き続き運用状況を注視し、不都合等を当局に訴え解決を図っていくこととしている。

※NACCS(Nippon Automated Cargo and Port Consolidated System)

入出港する船舶・航空機及び輸出入される貨物について、税関その他の関係行政機関に対する手続及び関連する民間業務をオンラインで処理するシステム。